



みなさんの納税が、安全で安心して暮らせるまちづくりを支えています

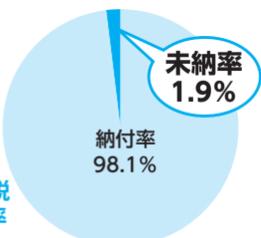
納税にお困りの方は 放置せずご相談ください

市税の納付は
お済みですか



みなさんに納めていただいた税金は、福祉や教育などの市民サービスを提供するための貴重な財源です。

市は、市政に必要な財源を確保するため、税金の滞納の解消に取り組んでいます。アルバイトや派遣労働などで仕事が安定しないため滞納されているケースが目立ちます。納税にお困りの方は、早めにご相談ください。



平成21年度に課税した市税の徴収率

税に関する問い合わせはこちらへ

市税の納付・納税相談	納税課	☎内線2422
国民健康保険税の納付・納税相談	保険課	☎内線2389
国民健康保険税の課税		☎内線2382
市民税・都民税の課税	市民税課	☎内線2344
軽自動車税の課税		☎内線2355
固定資産税・都市計画税の課税	資産税課	☎内線2363

納め忘れのない 口座振替をご利用ください

口座振替依頼書に必要事項を記入し届出印を押印のうえ、直接金融機関の窓口へ。納税義務者以外の口座からも振り替えられます。振替日は納期限の日です。

◆納付書でのお支払いは…

金融機関、コンビニエンスストア、ペイジーマーク付きATM、市政窓口などでお支払いできます。

期限内に納付しないと

【延滞金の発生】

延滞金(年14.6%。当該納期限の翌日から1カ月間は年4.3%)が加算

【督促・催告】

文書や電話で納税の呼びかけ
※振り込みを指示するような案内は行いません。不審な点がある場合には納税課へご連絡ください

【財産の差し押さえ】

納付・相談がない場合には、財産(不動産・預貯金など)の差し押さえ

差し押さえ件数(平成21年度) **1,014件**

【差し押さえた財産の換価】

取り立てや公売によって滞納している税金に充当

滞納になる前に早めにご相談を

「納期限内に納付できない」「滞納してしまった」など、お困りの事情がある方は、早めにご相談ください。電話での相談も受け付けています。

☎平日午前8時30分～午後5時

■夜間・休日の納税相談窓口

平日の日中に時間が取れない方などのため、平日の窓口延長と休日の納税相談窓口を開設します。電話相談も受け付けています。

☎2月27日(日)までの平日午後5時～7時30分、土・日曜日午前9時～午後5時

所 納税課(市役所2階25番窓口)

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の相談は保険課(市役所1階9番窓口)へ。

※夜間・休日は、庁舎南側スロープ下の地下1階警備室からお入りください。

◆相談・当日納付(納入)できる税目など

市・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

Q & A (相談内容の代表例)……………

Q 督促状が届きました。どうしたらよいでしょうか。

A 未納をお知らせするために、納期限後約1カ月程度で督促状をお送りしています。納付書は納期限を過ぎても5月末まで使用できますので、早急にお支払いください。納付書を紛失された場合は再発行してお送りします。



Q 家族の入院でお金がかかり、納付するのが難しいのですが?

A 納める税額を分割にしたり、納税をお待ちできる制度があります。



Q 会社を退職し、収入が無く貯金もありません。どうすればよいですか?

A お支払いできるようになるまで、一定期間納税をお待ちすることもできます。



市長コラム

三鷹市の「都市再生」が 最優秀賞を受賞して

三鷹市長 清原慶子

2月8日、三鷹市は「協働のまちづくりとファシリティマネジメント」都市の再生と「ノーバション」の取り組みが評価され、社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会(JFMA)の第5回ファシリティマネジメント大賞の最優秀賞(鶴澤賞)を、全国の市町村で初めて受賞しました(写真)。



2月8日の授賞式会場で(写真向かって左から、坂本春生JFMA会長、清原市長、市企画部長、鶴澤昌和JFMA名誉会長)

三鷹市では、都市再生推進本部という庁内の推進部門を核に、財政の健全化に努めつつ、公共施設の長寿命化をはかり、各施設の目的実現のための最適化をめざす組織横断的なプロジェクトを展開してきました。今後も、公共施設が、利用される多様な市民の皆様により有効に生かされるように、丁寧に調査検討し、適切に管理し保全していく必要があります。三鷹市では公共施設の老朽化が一斉に進む時期を迎えていることから、この受賞を励みとして、今後も適切なファシリティマネジメントに努めたいと思います。

ファシリティマネジメントとは、この協会によれば「企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」と定義されているものです。今回の受賞理由の一つは、三鷹市が、平成18年度から公共施設の保全・活用に取り組むことを施政方針に明記し、公共施設に関する専門的な調査を実施し、計画的に学校、コミュニティセンター等の耐震改修、学校や保育園等の建替えといった公共施設の維持・保全を進めてきたことです。二つ目には、財政とのバランスを重視してきた自治体経営の取り組みであり、三つ目には、東京多摩青果株式会社等の地権者及び独立行政法人都市再生機構と協働して進めている「市民センター周辺地区整備事業」のように、ファシリティマネジメントを「都市再生(施策として)位置づけていることが評価されました。